

中華人民共和國

企業法人登記管理条例

第1章 總則

第1条 企業法人登記管理制度を確立し、企業の法人資格を確認し、企業の適法な權益を保障し、不法な經營を取締まり、社会經濟秩序を擁護するため、《中華人民共和國民法通則》の關係規定を根拠として、本条例を制定する。

第2条 法人の要件を具備している下記の企業は、本条例の定めに従い、企業法人登記手続をすべきである。

- (1) 全民所有制企業。
- (2) 集團所有制企業。
- (3) 聯營企業。
- (4) 中華人民共和國国内に設立される中外合弁企業、中外合作經營企業及び外資企業。
- (5) 私營企業。
- (6) 法により企業法人登記手続をしなければならないその他の企業。

第3条 企業法人登記を申請し、企業法人登記主管機關の審査を経て、登記登録を認められた場合は、《企業法人營業許可証》を受領し、法人資格を取得し、その合法權益は国の法律による保護を受ける。法により企業法人登記手続をしなければならない場合は、企業法人登記主管機關の登記登録許可を受けずに、經營活動に従事してはならない。

第2章 登記主管機關

第4条 企業法人登記の主管機關(以下、登記主管機關と略称する)は、国家工商行政管理局及び地方各級工商行政管理局である。各級登記主管機關は、上級の登記主管機關の指導のもとで、法により職責を履行し、不法な干渉を受けない。

第5条 國務院または國務院が権限を付与した部門の許可を受ける全国性の会社、企業集團、輸出入業務を行う会社については、国家工商行政管理局が登記登録を許可する。中外合弁企業、中外合作經營企業、外資企業については、国家工商行政管理局または国家工商行政管理局が権限を付与した地方工商行政管理局が登記登録を許可する。

全国性公司の子(分)会社、省・自治区・直轄市人民政府またはこれが権限を付与した部門の許可を受けて設立される企業、企業集團、輸出入業務を取り扱う会社については、省・自治区・直轄市工商行政管理局が登記登録を許可する。

その他の企業については、所在市・県(区)の工商行政管理局が登記登録を許可する。

第6条 各級登記主管機関は、企業法人の登記ファイル及び登記統計制度を確立し、企業法人登記に関する基礎情報を把握し、計画的な商品経済の発展に貢献しなければならない。登記主管機関は、社会の必要に応じて、公衆に対して企業法人登記資料を提供するサービスを計画的におこなわなければならない。

第3章 登記要件及び登記申請者

第7条 企業法人登記を申請する者は、次の条件を具備すべきである。

- (1) 名称、組織機構及び定款を有すること。
- (2) 定まった経営場所及び必要な施設を有すること。
- (3) 国の規定に適合した、その生産経営及びサービスの規模にふさわしい資金額と従業員数を有すること。
- (4) 独立して民事責任を負うことができること。
- (5) 経営範囲が国の法律、法規及び政策の定め適合していること。

第8条 企業が企業法人登記手続をするときは、当該企業の設立責任者が申請する。独立して民事責任を負う聯営企業が企業法人登記手続をするときは、聯営企業の設立責任者が申請する。

第4章 登記登録事項

第9条 企業法人の登記登録の主要事項は次のとおりとする。企業法人の名称、所在地、経営場所、法定代表者、経済性質、経営範囲、経営方式、登録資金、従業員数、経営期間、分支機構。

第10条 企業法人は一つの名称のみを使用する。企業法人が登記登録を申請する名称は、登記主管機関が審査決定し、登記登録を許可された後に、所定の範囲内で専用権を有する。中外合弁企業、中外合作経営企業及び外資企業の設立を申請するときは、契約、定款の審査の前に、登記主管機関に対して企業名称登記を申請しなければならない。

第11条 登記主管機関が登記登録を許可した企業法人の法定代表者は、企業を代表して職権を行使する署名者である。法定代表者の署名は、登記主管機関に届出なければならない。

第12条 登録資金は、国が企業法人に経営管理させる財産または企業法人の自己保有財産の金額を表すものである。

企業法人が開業登記をするときに、登録を申請する資金額と実際に保有する資金が一致しない場合は、国の特別規定により処理する。

第 13 条 企業法人の経営範囲は、その資金、用地、設備、従業員及び技術力にふさわしいものでなければならない。国の関係規定により、一つの業を主とし、同時に他の業を営むことができる。企業法人は、登記登録を認められた経営範囲内で経営活動に従事しなければならない。

第 5 章 開業登記

第 14 条 企業法人が開業登記をするときは、主管部門または審査許可機関の許可後 30 日以内に、登記主管機関に申請を提出しなければならない。主管部門、審査許可機関がない企業が開業登記申請をする場合は、登記主管機関が審査する。登記主管機関は、申請を受理した後 30 日以内に、登記許可または登記不許可の決定をしなければならない。

第 15 条 企業法人の開業登記を申請するときは、次に掲げる書類、証明書類を提出しなければならない。

- (1) 設立責任者が署名した登記申請書。
- (2) 主管部門または審査許可機関の許可書類。
- (3) 組織の定款。
- (4) 資金信用証明、出資検証証明または資金保証。
- (5) 企業の主要責任者の身分証明。
- (6) 住所及び経営場所の使用証明。
- (7) その他の関係書類、証明書類。

第 16 条 企業法人の開業登記を申請する者が、登記主管機関により登記登録を認められ、「企業法人営業許可証」を受領すれば、企業は成立する。企業法人は「企業法人営業許可証」を根拠として公司印を作製し、銀行口座を開設し、契約を締結し、経営活動をおこなうことができる。

登記主管機関は、企業法人の業務展開の必要に応じて「企業法人営業許可証」副本を発行することができる。

第 6 章 変更登記

第 17 条 企業法人が名称、住所、経営場所、法定代表者、経済性質、経営範囲、経営方式、登録資金、経営期間の変更、及び分支機構の増設または廃止をするときは、変更登記申請手続きをしなければならない。

第 18 条 企業法人が変更登記を申請するときは、主管部門または審査許可機関の許可後 30 日以内に、登記主管機関に対して変更登記手続を申請しなければならない。

第 19 条 企業法人が分割、合併、移転をするときは、主管部門または審査許可機関の許可後 30 日以内に、登記主管機関に対して変更登記、開業登記または抹消登記を申請しなければならない。

第 7 章 抹消登記

第 20 条 企業法人が廃業、解消、破産宣告を受けまたはその他の原因により営業を終了するときは、登記主管機関に対して抹消登記手続をしなければならない。

第 21 条 企業法人が抹消登記手続をするときは、法定代表者が署名した抹消登記申請報告、主管部門または審査許可機関の許可書類、債務整理完了の証明または清算組織が債権債務整理を担当する書類を提出しなければならない。登記主管機関が許可した後、「企業法人営業許可証」、「企業法人営業許可証」副本を回収し、公司印を回収し、抹消登記状況をその口座開設銀行に告知する。

第 22 条 企業法人が「企業法人営業許可証」を受領した後、満 6 ヶ月を経過しても経営活動をおこなっていないとき、または経営活動を停止して満 1 年になるときは、廃業とみなし、登記主管機関は「企業法人営業許可証」、「企業法人営業許可証」副本を回収し、公司印を回収し、抹消登記状況をその口座開設銀行に告知しなければならない。

第 8 章 公告、年度検査及び証書管理

第 23 条 企業の開業、名称変更、抹消にあたっては、登記主管機関が企業法人登記公告を公布する。登記主管機関の許可を受けずに、他の組織が企業法人登記公告を公布してはならない。

第 24 条 企業法人登記の管理には年度検査制度を実施する。企業法人は、登記主管機関が定める期日にしたがって年度検査報告書、資金バランスシートまたは貸借対照表を提出しなければならない。登記主管機関は、企業法人登記の主要事項について審査しなければならない。

第 25 条 登記主管機関が発行する「企業法人営業許可証」は企業法人の証憑であり、登記主管機関が法定手続により差押または取り消すことができるほかは、他のいかなる組織及び個人もこれを領置、差押、破損してはならない。

企業法人が「企業法人営業許可証」、「企業法人営業許可証」副本を遺失したときは、新聞紙上に声明を掲載した後でなければ再交付を申請することはできない。

「企業法人営業許可証」、「企業法人営業許可証」副本は、偽造、改ざん、賃貸、貸出し、譲渡、売却及び無断複製してはならない。

第 26 条 企業法人が開業登記、変更登記、年度検査の手続をするときは、規定により登記費用、年度検査費用を納付しなければならない。開業登記費用は、登録資金総額の 0.1%を納付する。登録資金が 1000 万円を超える場合は、超過部分につき 0.05%を納付する。登録資金が 1 億円を超える場合は、超過部分についてはそれ以上納付しない。登記費用の最低額は 50 元とする。変更登記費用、年度検査費用の納付額は、国家工商行政管理局が定める。

第 9 章 事業体、科学技術性の社会団体が経営活動に従事する場合の登記管理

第 27 条 事業体、科学技術性の社会団体が、国の関係規定に基づき、法人要件を具備する企業を設立するときは、当該企業が登記を申請し、登記主管機関の許可を受け、「企業法人営業許可証」を受領した後でなければ経営活動に従事することはできない。

第 28 条 国の関係規定に基づき企業化経営を実行し、国が経費の支給をしなくなった事業体及び経営活動に従事する科学技術性の社会団体が、企業法人登記の要件を具備しているときは、当該組織が登記申請し、登記主管機関の許可を受け、「企業法人営業許可証」を受領した後でなければ経営活動に従事することはできない。

第 10 章 監督管理

第 29 条 登記主管機関は、企業法人に対して法により次の監督管理の職責を履行する。

- (1) 企業法人が規定にしたがい開業、変更、抹消登記をするよう監督する。
- (2) 企業法人が登記登録事項及び定款、契約にしたがい経営活動に従事するよう監督する。
- (3) 企業法人及び法定代表者が国の法律、法規及び政策を遵守するよう監督する。
- (4) 企業法人の違法な経営活動を制止、調査処分し、企業法人の適法な権益を保護する。

第 30 条 企業法人が次の一に該当するときは、登記主管機関は、状況に応じてそれぞれ警告処分、罰金、不法所得の没収、営業を停止した上での改善、「企業法人営業許可証」の回収、取消の処罰をすることができる。

- (1) 登記において真実の状況を隠蔽し、虚偽を弄しまたは登記登録の許可を受けずに無断で開業したとき。
- (2) 主要登記事項を無断で変更し、または登記を認められた経営範囲を逸脱して経営活動に従事したとき。
- (3) 規定どおり抹消登記手続をしないとき、または規定どおり年度検査報告書の提出、年度検査手続をしないとき。

(4) 「企業法人営業許可証」、「企業法人営業許可証」副本を偽造、改ざん、賃貸、貸出し、譲渡、売却、または無断複製したとき。

(5) 資金を引上げ、よそに移し、財産を隠匿して債務逃れをしたとき。

(6) 不法な経営活動に従事したとき。

企業法人に対して上記の定めにより処罰をするときは、違法行為の情状に応じて、法定代表者の行政責任、経済責任を追及しなければならない。刑事法律に抵触する場合は、司法機関が法により刑事責任を追及する。

第 31 条 登記主管機関が企業法人の違法活動を処分するときは、事実を明らかにし、法により処理し、処理決定を書面で当事者に通知しなければならない。

第 32 条 企業法人が登記主管機関の処罰を不服とするときは、処罰通知を受取ってから 15 日以内に、直近上級登記主管機関に不服審査を申立てることができる。上級登記主管機関は、不服審査申立てを受取った日から 30 日以内に、不服審査決定をしなければならない。

申立人が不服審査決定を不服とする場合は、不服審査通知を受取った日から 30 日以内に、人民法院に訴訟を提起することができる。期限をすぎても訴えを起こさず罰金も納付しない場合は、登記主管機関は所定の手続にしたがいその口座開設銀行に振替するよう通知することができる。

第 33 条 企業法人が「企業法人営業許可証」を取消されたときは、登記主管機関はその公司印を領置し、抹消登記状況をその口座開設銀行に通知し、その債権債務については主管部門または清算組織が整理を担当する。

第 34 条 主管部門、審査許可機関、登記主管機関の職員が本条例の定め違反し、重大な職務失当、職権濫用、私情による不正、賄賂を要求、賄賂を受け取り、または企業法人の適法な権益を侵害したときは、情状に応じて行政処分及び経済処罰に処さなければならない。刑事法律に抵触するときは、司法機関が法により刑事責任を追及する。

第 11 章 付則

第 35 条 企業法人が、独立して民事責任を負うことのできない分支機構を設立するときは、当該企業法人が登記申請し、登記主管機関の許可を受けたうえで、「営業許可証」を受領し、登記を認められた経営範囲内で経営活動に従事する。

国の関係規定に基づき、国が経費を支出する事業体、科学技術性の社会团体が経営活動に従事し、または法人要件を具備しない企業を設立するときは、当該組織が登記申請し、登記主管機関の許可を受けたうえで、「営業許可証」を受領し、登記を認められた経営範囲内で経営活動に従事する。

具体的な登記管理については、本条例の定めを参照して執行する。

第 36 条 国務院の関係部門または各級計画部門の許可を受けた新設企業は、その設立準備期間が満 1 年の場合は、特別規定により設立準備登記手続をしなければならない。

第 37 条 本条例の施行前に、法人要件を具備した企業で、登記主管機関が登記登録をすでに審査し許可しているものは、別途企業法人登記手続は再度行わない。

第 38 条 本条例は国家工商行政管理局が解釈の責を負う。施行細則は、国家工商行政管理局が制定する。

第39条 本条例は、1988年7月1日から施行する。1980年7月26日に国務院が公布した《中外合弁企業登記管理弁法》、1982年8月9日に国務院が公布した《工商企業登記管理條例》、1985年8月14日に国務院が承認し、1985年8月25日に国家工商行政管理局が公布した《公司登記管理暫定規定》は、同時に廃止する。

注記:

本登記管理條例の法的効力を有する正式な文書は中国語で制定され公布されたものであり、この日本語版は参考として使用することは出来るが、中国内において法的効力をもつ正式な文書ではありません。